

# 『松山市立地適正化計画改訂版』『松山市地域公共交通網形成計画』を策定しました

本市は、人口増加や車社会の進展などを背景に市街地を拡大してきましたが、今後さらに少子高齢化が進み、市街地が拡大した状態で人口が減少すると、これまで身近にあった医療・商業施設や公共交通などの維持が難しくなり、暮らしやすさが損なわれる恐れがあります。そこで、住宅や生活サービス施設をまとめることで、公共交通や徒歩でのアクセスを容易にする「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで、50年、100年先の将来に備えたまちづくりを進めます。

## 松山市立地適正化計画改訂版



コンパクトな都市構造の形成を目指し、一定の生活サービス施設や居住を緩やかに誘導します。都市機能誘導区域を設定した「松山市立地適正化計画（平成29年3月）」に居住誘導区域を追加しました。

■**居住誘導区域とは**＝居住を誘導することで一定の人口密度の維持を目指すエリアです。公共交通の利便性が高いエリアを居住誘導区域に設定することで、公共交通の路線の維持やサービス水準の向上を図ります。

■**都市機能誘導区域とは**＝生活に必要なサービス施設を中心市街地や主要な駅周辺などに誘導し、これら施設の効率的・効果的な運営とアクセス向上を図るエリアです。

※立地適正化計画では一定規模以上の住宅や誘導施設の建築や開発に届け出が必要な場合があります。詳細は市ホームページをご確認ください

## 松山市地域公共交通網形成計画



まちづくりと一体化した持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を進めていくための基本的な方針を取りまとめました。詳細は市ホームページをご確認ください。

### 将来の公共交通イメージ

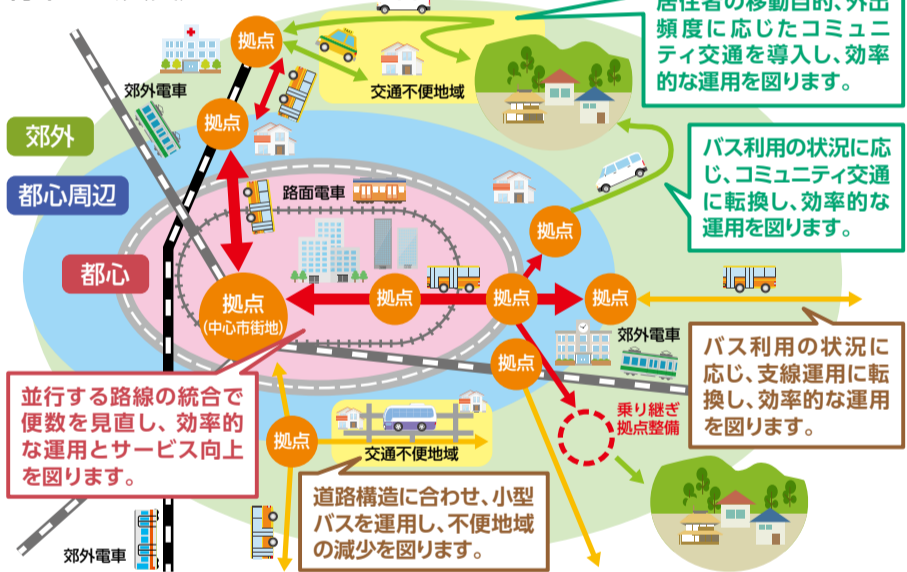


図 都市・交通計画課 ☎948-6448 ・ ☎934-1807

# わが家のリフォーム応援事業

**最大110万円の補助**

**A 基本工事** (4つのタイプ)

長寿命省エネタイプ	バリアフリータイプ
安全・安心タイプ	子育て応援タイプ

**B 住環境向上工事** (外装工事・内部工事・設備・増築工事)

対象工事費 (A+B) の10%補助 (上限30万円)

**移住者利用加算** (30万円)

**リノベーション加算** (10万円)

**三世帯同居・近居、多子世帯加算** (30万円)

**居住誘導区域加算** (10万円) ※今年度から新たに追加

**対象住宅**  
市内にある、建築基準法などの法令に違反していない登記済の住宅で次のいずれかに該当する申請者本人が所有し、居住または実績報告までに居住予定の住宅（借家は対象外）▼分譲型集合住宅

**対象者**  
次の全てを満たす人▼市内に住まわす居住予定で、市内に住まわす市税を滞納していない▼暴力団員でない▼本補助金や「住まいのリフォーム補助金（松山市）」、「住宅ストック循環支援事業の補助金（国土交通省）」などを受けていない

**対象工事**  
補助金交付決定から原則として4カ月以内に工事を完了し、年度末までに実績報告ができる以下の工事

【長寿命・省エネタイプ】建物の劣化を防ぐ目的の外壁や屋根などの工事または省エネ基準（平成25年度）相当を満たす改修工事、工事費が50万円以上

【バリアフリータイプ】市が規定するバリアフリー工事で、工事費が50万円以上

【安全・安心タイプ】「市木造住宅耐震改修等補助事業」に該当する工事に併せて行う工事で、工事費が50万円以上

【子育て応援タイプ】同居者に18歳未満または妊婦がいる世帯が行う工事で、工事費が50万円以上

**補助金額**

【基本】対象工事費（税抜き）の10%（上限額30万円）。1,000円未満は切り捨て

【加算】①平成28年4月1日以降市外から移住してきた人が対象工事を行った場合、30万円②中古住宅（平成31年1月1日以降）を購入した人が対象工事を行った場合、10万円③新たに3世代が同居または近居する人または同居者に18歳未満が3人以上いる人が対象工事を行った場合、30万円④平成31年4月1日以降居住誘導区域外から居住誘導区域内へ転居し、建物の所有権を得た人が、対象工事を行った場合、10万円

**申し込み**

第1期（募集枠1億円分）事前申請 5月9日（木）～24日（金）  
抽選 5月30日（木）▼本申請 6月3日（月）～8月6日（火）  
第2期（募集枠5,000万円分）事前申請 8月8日（木）～8月23日（金）  
抽選 9月2日（月）▼本申請 9月5日（木）～11月13日（水）  
直接、申請書（住宅課（市役所本館7階）、支所、ホームページ（「わが家のリフォーム応援事業」）にあり）を住宅課へ  
※事前申請期間内の申し込みは全て抽選対象

**施工業者説明会**

日 4月26日（金）10時～14時  
会 総合福祉センター（若草町）1階大会議室  
開 9時～10時

☎934-1807 ☎948-6349

# 節水型トイレ改修助成制度

節水型都市づくりの一環として、既存の水洗トイレを節水型トイレに改修した人に助成金を交付します。

【対象者】トイレ改修をする住宅を市内に所有し、そこに居住している（住民登録がある）▶市税を滞納していない▶暴力団員でない

【対象住宅】申請者本人が所有し、居住する市内の住宅（借家は対象外）

※分譲マンションなどは申請者居住専用部分。店舗や事務所の併用住宅は、その居住専用部分

【対象工事】既存の水洗トイレから節水型トイレ（洗浄水量が6.5ℓ以下）への改修工事▶改修前と改修後で洗浄水量が1ℓ以上減少する工事（2台以上の場合は各々）▶改修完了日から1年以内の工事

※対象工事が同じ場合、市などが実施する他の補助事業との重複申請は不可（国の次世代住宅ポイント制度は利用可）

【工事依頼できる事業者】市内に事業所などがある個人または法人の水道の工事事業者やリフォーム事業者

【助成金額】

トイレ改修台数	洗浄水量	助成金額
1台のみ改修	4ℓを超える～6.5ℓ以下	1万5,000円
	4ℓ以下	2万5,000円
2台以上の改修	各台6.5ℓ以下 台数にかかわらず	3万円

※同一住宅での申請は年度1回限り（同じ年度に改修した2台を、年度を分けて別々に申請することは不可）

【必要書類】助成金交付申請書（請求書）▶住民票の写し（3カ月以内に発行の原本）▶平成31年度固定資産税納税通知書（原本）など住宅所有確認書類▶完納証明書（3カ月以内に発行の原本。市役所や支所で取得）▶節水型トイレのカタログコピー▶節水型トイレ改修証明書（施工業者記入）▶写真（①改修前トイレ設置写真（提出できない場合は、「既存トイレの設置に関する誓約書」を提出してください）②改修後トイレ設置写真③改修後の便器の品番などラベル部写真）▶領収書（施工業者発行の原本）▶助成制度利用者アンケート

※その他書類が必要な場合あり。平成31年度固定資産税納税通知書、領収書（施工業者発行）はコピー後返却

【申し込み】2020年3月31日（火）または予算終了まで。直接、水資源対策課（市役所本館5階）へ（支所や郵送での受け付けは不可）▶申請書類は水資源対策課、市ホームページにあり（支所、市民サービスセンターには5月7日（火）から設置予定）

※予算終了の場合、翌年度予算が成立すれば、改修完了日から1年以内の改修工事は翌年度に申請可。その他、詳細は市ホームページを確認

**施工業者説明会**

日時 4月26日（金）10時～14時～  
※「わが家のリフォーム応援事業」の施工業者説明会と同時開催

会場 総合福祉センター（若草町）1階大会議室

☎水資源対策課 ☎948-6948 ・ ☎934-1886